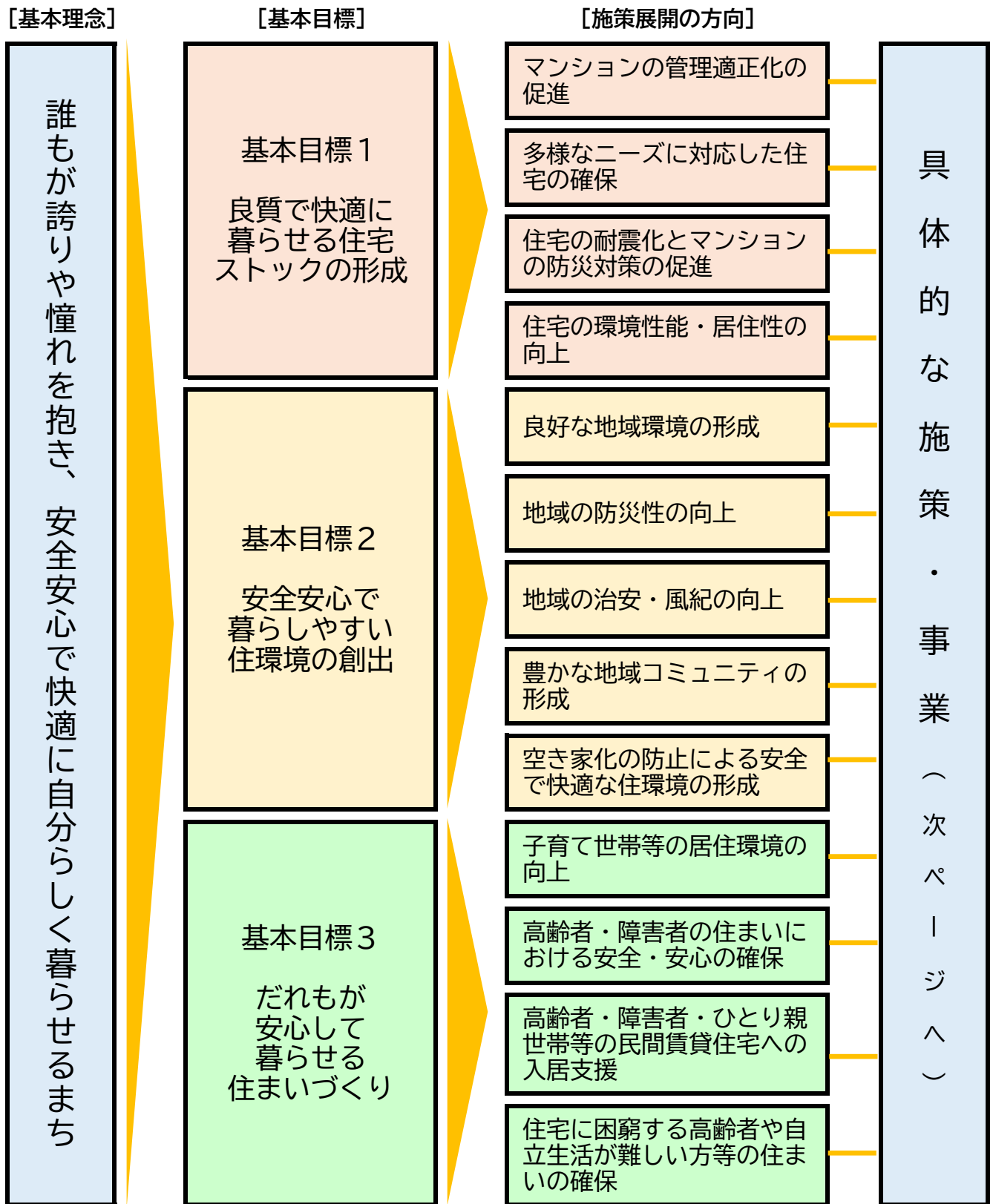


【施策体系図】



[基本目標]

[施策展開の方向 - 主な施策・事業]

※赤字は現行計画に未掲載の事業

基本目標1 良質で快適に暮らせる住宅ストックの形成

1-1 マンションの管理適正化の促進 ～良質な住宅ストックとしてマンションが適切に維持管理されるよう支援します～

(1) マンション管理組合の運営支援	区分所有マンションの維持管理について、相談員の派遣や各種制度の取り組みにより、管理組合の運営を支援します。	○マンション管理・修繕相談員派遣制度 ○管理組合登録制度・管理状況届出制度・管理計画認定制度
(2) マンションの長寿命化・再生支援	今後、老朽化が見込まれるマンションについて、計画的な修繕を行うための調査費の助成や共用部分のバリアフリー化を支援することで、マンションの長寿命化・再生を促進します。	○マンション共用部分計画修繕調査費助成 ○共用部分バリアフリー化支援助成
(3) 区分所有者の管理意識の醸成	マンションの区分所有者に、マンションを維持管理する当事者としての意識を高めてもらうため、マンションセミナーや相談会等の開催を通じて、管理意識の醸成を図ります。	○マンションセミナー・理事長等連絡会・相談会の開催 ○ガイドブック、メールマガジン等による意識啓発

1-2 多様なニーズに対応した住宅の確保 ～区民の居住ニーズに応じた良質な住宅ストックの確保を図ります～

(1) 多様なニーズに応じた住宅の供給の誘導	住み替えを希望している方が、ライフステージや生活状況に合わせて住まい選びができるよう、良質な住宅の供給を誘導し、多様なニーズに対応した住宅の確保を図ります。	○集合住宅条例によるニーズに応じた集合住宅の整備促進 ○長期優良住宅の普及促進
(2) マンション建設時における地域の住環境への配慮の促進	中高層建築物の建築に際し、建築計画の事前公開に努め、近隣居住者に対する説明等を徹底するなど、周辺の居住環境に配慮した取り組みを推進します。	○紛争予防条例による事業者への指導・要請、近隣住民と事業者の調整

1-3 住宅の耐震化とマンションの防災対策の促進 ～居住者の生命や財産を守るため、住宅の耐震化・除却・建替えのほか、居住者が在宅避難を継続できるよう、マンションの防災機能の整備を促進します～

(1) 耐震性不足の住宅の耐震化支援	耐震性向上のための耐震診断や補強設計、耐震補強工事への支援を行い、建物の耐震化を促進します。また、建物の耐震化等に関する相談について、建築士がアドバイスを行います。	○耐震診断助成・補強設計助成・耐震改修工事助成 ○マンション耐震化助成 ○無料耐震相談会
(2) 耐震性不足の住宅の除却・建替え支援	耐震診断の結果等により倒壊の危険性が高いと判断された建築物等の除却工事費用の一部を助成します。また、マンション建替え・改修アドバイザーを派遣し、老朽化したマンションの円滑な建替え・改修を支援します。	○老朽建築物除却助成 ○区分所有マンション建替え・改修アドバイザー派遣
(3) マンションの防災機能の整備促進	発災時、マンション居住者については在宅避難を呼びかけていることから、自宅での生活を継続できるよう、備蓄の重要性について啓発するとともに、マンションの防災機能の整備促進について検討します。	○集合住宅条例による防災機能の整備促進（仮） ○防災資器材購入補助 ○東京とどまるマンションの普及啓発
(4) マンション居住者の防災意識の醸成	発災時、マンション居住者については在宅避難を呼びかけていることから、自宅での生活を継続できるよう、講座やセミナー等を通じて、居住者の防災意識の醸成を図ります。また、マンション防災力の向上に活用いただける集合住宅防災ハンドブックを配布します。	○防災出前講座 ○マンション防災・耐震セミナー ○集合住宅防災ハンドブック

1-4 住宅の環境性能・居住性の向上 ～安全で快適な住生活を送れるよう、住宅の性能の向上を支援します～

(1) 住宅の環境性能向上の支援	脱炭素社会の実現に向け環境負荷の低減を図るため、遮熱・断熱改修、高反射率塗料施工に対する費用や家庭用燃料電池・太陽光発電等機器などの環境に配慮した設備の導入費用に対する支援を行います。	○共同住宅向け省エネコンサルタント派遣 ○共同住宅共用部用LED照明改修助成 ○遮熱・断熱改修に対する助成 ○高反射率塗料施工助成金制度 ○家庭用燃料電池・太陽光発電等機器等への助成
(2) 住宅の居住性向上の支援	子育て世帯における住宅の安全安心を確保するため、リフォーム費用の一部を助成します。また、室内環境診断を通じて、健康で快適な住まい方のアドバイスを行います。	○子育て世帯住宅リフォーム支援 ○室内環境診断

[基本目標]

[施策展開の方向 - 主な施策・事業]

※赤字は現行計画に未掲載の事業

基本目標2 安全安心で暮らしやすい住環境の創出

2-1 良好な地域環境の形成 ~地域特性や住民ニーズに応じたまちづくりを推進し、住み心地のよい魅力的な地域環境の形成を図ります~

(1) 地域の特性に応じた住環境の整備	地域固有の資源を活かしながら、地域特性や住民ニーズに応じた良好な住環境の整備を進めるとともに、まちの個性や生活をふまえた景観づくりを進めます。	○集合住宅条例による地域ニーズに応じた集合住宅の整備誘導 ○景観まちづくり ○まちづくり誘導方針（まちづくりに係る総合的な条例・仮）・各まちづくり事業
(2) 多様な主体によるまちづくりの推進	地域の様々な課題に対応するため、地域をはじめとする多様な主体がまちづくりに参加し、必要な場面において行政が支援あるいは連携する公民連携のまちづくりを推進します。	○公民連携の推進（まちづくりカレッジ・地区まちづくりの推進）
(3) 安全で快適な移動環境の整備	駅や道路、公園等の公共施設や民間建築物のバリアフリーを推進します。また、高齢者や障害者の方々が利用する機会の多い公共施設についても安全で行動しやすい環境を整備します。	○バリアフリー化の推進（バリアフリー基本構想）
(4) 潤いのある空間の整備促進	区有施設、道路の街路樹、公園などの緑化推進と、緑化計画による民有地の緑化指導や緑化助成などに取り組み、花とみどりの創出を推進します。	○民間施設緑化助成 ○プランター設置助成

2-2 地域の防災性の向上 ~発災時の人的被害・物的被害を最小限に抑えられるよう、地域全体の防災・減災に向けた取り組みを推進します~

(1) 防災まちづくりの推進	木造住宅密集市街地の不燃化促進をはじめ、狭あい道路の拡幅整備や緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を進めることで、安全・安心な住宅市街地の整備を図ります。また、発災時における被災者の住居を確保するため、東京都と連携して応急仮設住宅対策を進めます。	○不燃化特区制度 ○狭あい道路拡幅整備事業 ○緊急輸送道路沿道建築物耐震化助成 ○応急仮設住宅対策
(2) 地域による防災体制の整備	町会・自治会を単位とした防災団が結成された場合に防災に係る費用の一部を助成します。地震発生時の給水を確保するため、スタンドパイプ・給水栓セットを配置します。	○自主防災組織活動助成 ○スタンドパイプ・給水栓セット配置
(3) 住民の防災意識の醸成	感震ブレーカー設置費用の助成や防災出前講座等により、区民の防災意識の醸成を図ります。	○感震ブレーカー設置助成 ○防災出前講座 ○安全・安心ハンドブックの配布
(4) 災害に対する情報提供	災害に対する備えとして、各種ハザードマップによる災害リスクの周知や東京都の液化化対策について情報提供を行います。また、防災アプリの活用について周知します。	○各種ハザードマップの公開 ○防災アプリの配信 ○建築物における液化化対策（東京都液化化対策アドバイザー派遣他）

2-3 地域の治安・風紀の向上 ~地域全体の防犯環境の整備や風紀向上に資する環境美化を推進します~

(1) 防犯まちづくりの推進	防犯パトロールなどの取り組みにより、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を推進します。	○たいとう安全・安心パトロール協力隊 ○「子どもの安全」巡回パトロール
(2) 地域による防犯体制の整備	町会等の地域団体が防犯カメラ等を設置する場合など、費用の一部を助成します。	○防犯設備整備補助事業
(3) 住民の防犯意識の醸成	地域の防犯活動のリーダー育成や自主防犯団体に対してパトロール用品を貸与すること等により、安全で安心な地域社会を実現するとともに、区民の防犯意識の醸成を図ります。	○地域防犯活動支援（安全・安心リーダー講習会、自動通話録音機の貸与他） ○安全・安心ハンドブックの配布
(4) 観光と調和した生活環境の確保	宿泊者の安全安心と区民の安全で快適な生活環境の確保に取り組みます。	○台東区住宅宿泊事業の運営に関する条例

2-4 豊かな地域コミュニティの形成 ~多様化する地域課題の円滑な解決に向けた豊かな地域コミュニティの形成を図ります~

(1) 地域コミュニティの活性化と交流の促進	災害などの不測の事態に備え、誰もが支え合い助け合いながら安心して暮らせるよう、町会等地域コミュニティの活性化を支援し、地域の交流を促進します。また、あらゆる世代や国籍・民族などの異なる人々が、地域とのつながりを育めるよう、多文化共生の推進を図ります。	○町会活性化支援 ○集合住宅条例による町会加入に関する協力の促進 ○多文化共生推進プラン
(2) 地域のまちづくり活動の支援	良好な市街地の形成や住環境の向上を図るため、地域におけるまちづくり活動を支援し、区民が主体となったまちづくりを推進します。	○まちづくり相談員派遣制度 ○まちづくりカレッジ ○まちづくり活動推進団体補助金

2-5 空き家化の防止による安全で快適な住環境の形成 ~空き家の利活用・除却・発生抑制等の促進に取り組み、空き家化の防止を図ることで安全で快適な住環境の形成を図ります~

(1) 空き家の利活用の支援	建築士や弁護士等が空き家に関する様々な相談に応じ、空き家の利活用等を支援します。	○空き家に関する総合相談窓口
(2) 空き家の除却支援	管理不全空き家に対する適切な指導・勧告等を行うとともに、倒壊の危険性が高い建築物に対して除却の支援を行うなど、空き家の適切な管理に努めます。	○管理不全空き家に対する指導・勧告等 ○老朽建築物除却助成
(3) 空き家の発生抑制・適正管理の促進	空き家の適正管理を促進するとともに、空き家の発生を抑制するための意識啓発を行います。	○空き家セミナー（住まいの終活相談会）

【基本目標】

【施策展開の方向 - 主な施策・事業】

※赤字は現行計画に未掲載の事業

基本目標3 だれもが安心して暮らせる住まいづくり	3-1 子育て世帯等の居住環境の向上 ～ライフスタイルやライフステージに応じて、子育て世帯をはじめとする多様な世帯が安定した住生活を確保できるよう居住環境の整備を推進します～		
	(1) 良質で多様な住宅の供給促進	多様なライフスタイルやライフステージに応じた居住を実現できるよう、多様な住宅の供給促進を図るとともに、居住環境の向上を図ります。	○集合住宅条例によるニーズに応じた住戸の供給誘導 ○東京都「子育てに配慮した住宅のガイドライン」の普及啓発 ○東京こどもすくすく住宅認定制度の普及啓発
	(2) 子育てしやすい生活環境の整備	子育て世帯が安心して子供を産み育てられるよう、居住環境の向上を図ります。また、様々なサービスや取組みと連携しながら、子育てしやすい生活環境の整備を図ります。	○子育て世帯住宅リフォーム支援制度 ○室内環境診断 ○こどもまんなか応援サポーター
	(3) 住まいに関する情報提供の推進と相談体制の充実	住宅関連施策に関する総合的なガイドブックの作成をはじめ、ホームページやLINEなど様々なツールを活用した情報発信を推進するとともに、各種相談体制の充実を図ります。	○住宅総合ガイドブックの発行 ○各種相談事業（入居相談窓口・無料建築相談・空き家に関する総合相談など）
	3-2 高齢者・障害者の住まいにおける安全・安心の確保 ～在宅生活を希望する高齢者や障害者が住み慣れた住宅で自分らしく暮らせるよう、住まいにおける安全・安心の確保を図ります～		
	(1) 住宅のバリアフリー化・安全対策の支援	高齢者や障害者の住まいにおける住宅設備等の改修等により、安全で安心な居住環境を確保します。	○高齢者住宅設備改修給付 ○高齢者住宅改修予防給付 ○家具転倒防止器具の取付 ○障害者住宅設備改善費給付 ○マンション共用部分バリアフリー化助成
	(2) 高齢者を見守り支え合う環境の整備	地域住民や関係協力機関などによる声かけや見守りを行うなど、住み慣れた家で安心して暮らせるよう在宅生活を支援します。	○高齢者地域見守りネットワーク ○民間緊急通報システム ○地域包括支援センター
	(3) 障害者の在宅生活を支えるサービスの提供	住み慣れた家で安心して暮らせるよう、在宅生活を支えるサービスの充実を図ります。	○民間緊急通報システム ○重症心身障害者等在宅レスパイト・就労等支援事業 ○日中一時支援・緊急一時保護
	3-3 高齢者・障害者・ひとり親世帯等の民間賃貸住宅への入居支援 ～住宅確保要配慮者が希望に応じて選択した住宅で安心して住み続けられるよう、民間賃貸住宅への入居を支援します～		
	(1) 居住支援協議会の効果的な運営	住宅確保要配慮者（高齢者・障害者・ひとり親世帯・外国人など）が希望に応じて選択した住宅で安心して住み続けられるよう、住宅探しから居住中における切れ目のない支援を推進し、民間賃貸住宅への円滑な入居と安定居住を図ります。	○居住支援協議会 ○居住支援法人・不動産関係団体・福祉関係団体等との連携
	(2) 住宅確保要配慮者の相談支援	住宅確保要配慮者の住まいの確保に向け、入居相談窓口において住宅探しを支援します。また、住宅探しに協力いただける不動産店の拡充に努めます。	○入居相談窓口 ○協力不動産店登録制度
	(3) 住宅確保要配慮者の転居支援	住宅確保要配慮者が住み替えをする際に、転居費用の助成や家賃等債務保証料の助成を行い、円滑に民間賃貸住宅に入居できるよう支援します。	○高齢者等住み替え居住支援 ○高齢者等家賃等債務保証
(4) 住宅確保要配慮者の受入体制の整備促進	住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅（東京さきエール住宅）の登録を促進するため、不動産店・関係団体等への普及啓発を図ります。また、民間賃貸住宅の家主や不動産店に対して理解促進を図るため、住宅セーフティネット制度の普及啓発に努めます。	○セーフティネット住宅の登録促進 ○住宅セーフティネット制度の普及啓発	
3-4 住宅に困窮する高齢者や自立生活が難しい方等の住まいの確保 ～住宅に困窮する高齢者や自立生活が難しい方などが住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、住まいの確保を図ります～			
(1) 住宅に困窮する高齢者等の住まいの確保	高齢者が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、高齢者住宅（シルバーピア）を継続して供給し、適切な維持管理を行っていきます。また、サービス付き高齢者向け住宅の整備誘導や軽費老人ホームの整備を推進します。さらに、東京都と都営住宅の移管協議を行います。	○高齢者住宅（シルバーピア）の管理（生活協力員・生活援助員の配置） ○サービス付き高齢者向け住宅の整備誘導 ○軽費老人ホームの整備 ○都営住宅の移管に関する協議	
(2) 常時介護が必要な方の住まいの確保	自立した生活が難しい方が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう、特別養護老人ホームを整備します。また、認知症高齢者が日常生活における必要な援助等を受けながら、家庭的な環境の中で共同生活を送ることのできる認知症グループホームを整備します。	○特別養護老人ホームの整備 ○認知症グループホームの整備	
(3) 障害者の住まいの確保	障害者が日常生活における必要な援助等を受けながら、家庭的な環境の中で共同生活を送ることのできる障害者グループホームを整備します。	○障害者グループホームの整備	